

第3次 静岡市産業振興プランへの意見を募集します！

静岡市では、現在の社会経済環境の大きな変化に対応し、本市の産業・経済分野での目指すべき将来像と政策の方向性等を定めるため、静岡市産業振興プランを策定しています。

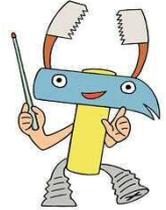
新しい計画を作るにあたり、計画案について、市民の皆さんからのご意見やご提案を募集します。

1. 意見募集期間

令和5年1月27日（金）から 令和5年2月27日（月）まで

2. 意見募集対象者

静岡市内に在住または通勤・通学する人、市内の法人・団体どなたでも可



3. 資料

- (1) 意見募集案内兼応募用紙
- (2) 第3次 静岡市産業振興プラン 概要
- (3) 第3次 静岡市産業振興プラン 冊子案



4. 配布場所及び内容閲覧可能なWEBページ

- (1) 静岡市経済局商工部産業政策課（静岡市役所清水庁舎5階）
- (2) 各区市政情報コーナー（葵区役所1階・駿河区役所3階・清水区役所4階／地域総務課内）
- (3) 静岡市ホームページ https://www.city.shizuoka.lg.jp/000_004006_00001.html

5. 意見提出方法

① 郵送	〒424-8701 静岡市清水区旭町6番8号 産業政策課 行	令和5年2月27日消印有効
② 持参	産業政策課（清水庁舎5階） ※住所は①と同じ	平日 8:30～17:15 令和5年2月27日締切
③ FAX	054-354-2132	24時間受付可能 令和5年2月27日必着
④ 電子申請	下記URLから応募専用フォームでご提出ください [https://logoform.jp/form/79j2/211826]	24時間受付可能 令和5年2月27日必着

※個人情報保護の観点から、電子メールでのご提出は受付していません。

6. ご意見を提出される際の注意事項

- 1 住所と氏名は、必ずご記入ください。
*「静岡市市民参画の推進に関する条例施行規則」第5条第4項において、個人の場合は住所及び氏名、法人その他の団体の場合は、名称、所在地及び代表者の氏名を明らかにすることとされています。
- 2 個人情報は、厳正に取り扱うこととし、「静岡市市民参画の推進に関する条例」に基づくパブリックコメントの目的以外では使用いたしません。
- 3 提出されたご意見は、第3次静岡市産業振興プランの参考とします。また、個人が特定できないよう編集し、意見の要旨を市ホームページ等で公開する場合があります。ご了承ください。
- 4 意見欄に「別紙のとおり」としていただき、別紙を添えて提出していただくことも可能です。



電子申請は
左の二次元コードが
利用できます！

静岡市こどもクリエイティブタウン
公式キャラクター「まあるん」

お問い合わせ

静岡市 経済局 商工部 産業政策課
企画係 電話 054-354-2185

第3次 静岡市産業振興プラン に関する 意見応募用紙

本計画の案について、ぜひ市民の皆さんのご意見をお聴かせください。

1. 第3次 静岡市産業振興プランの案（概要資料を含む）をご覧になり、「産業振興の基本方針」について、御意見を記載してください。

基本方針の番号	ご意見

2. 第3次 静岡市産業振興プランの案（概要資料を含む）をご覧になり、「重点的取組」について、御意見を記載してください。

重点的取組の番号	ご意見

3. 第3次 静岡市産業振興プランの案（概要資料を含む）をご覧になり、その内容について、あなたはどのように思いましたか。

【当てはまるものに✓をつけてください】

共感できる まあまあ共感できる あまり共感できない 共感できない わからない

【なぜそのように思ったか理由をお書きください】

4. （プラン案の内容に限らず）静岡市の産業を発展させるために必要な取り組みやアイデアなどがありましたら、自由にお書きください。

【ご意見の内容】

住所

（法人の場合は所在地）

（必須）

氏名

（法人の場合は名称及び代表者名）

（必須）

年齢

19歳以下 20代 30代 40代 50代 60代 70歳以上

性別

男性 女性 その他

職業

会社員・公務員 自営業 専業主婦(夫) 学生 パート・アルバイト その他

業種

※職業欄で会社員・公務員、自営業、パート・アルバイトを選んだ方は下記業種も選択してください

農林漁業 建設業 製造業 エネルギー関連産業 情報通信業 運輸業
卸・小売業 金融・保険業 その他サービス業 その他（ ）